

## ○守谷市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付要綱

令和3年5月7日  
守谷市告示第64号

(趣旨)

第1条 この告示は、再生可能エネルギーの有効利用及び災害発生時の非常用電源の確保を図るため、再生可能エネルギーを利用して充電ができる家庭用リチウムイオン蓄電池を設置する者に対し、家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、守谷市補助金等交付規則（昭和56年守谷町規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備等)

第2条 補助金の交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、別表第1に定める要件を満たしたものとする。

2 対象設備の数は、自ら居住し、又は居住を予定している住宅（店舗、事務所等との併用住宅を含む。以下「住宅」という。）1棟につき1設備を限度とする。

3 補助金の交付対象経費は、別表第2のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア住宅に対象設備を設置する者

イ住宅を販売する事業者等により未使用の対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供するために購入する者又は住宅を新たに建築し、同時に対象設備を設置する者（以下「住宅購入者」という。）

(2) 補助金の交付を受ける者が住宅の所有者ではない場合又は共有者がいる場合は、所有者の設置の承諾又は共有者の間で設置の同意が取れていること。

(3) 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び上下水道料金等（以下「市税等」という。）を同一世帯に属する全員が滞納していないこと。

(4) 茨城県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネの取組を行っている者

(5) 守谷市暴力団排除条例（平成23年守谷市条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者

(6) 本人及びその者と同一の世帯に属する者が、設置しようとする設備と同種の設備に対し、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

（補助金の交付額及び交付件数）

第4条 補助金の交付額は、1設備当たり50,000円とする。

2 補助金の交付件数は、市長が別に定めるものとする。

（補助金の交付申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、対象設備設置工事の着手予定日の14日前までに市長に提出しなければならない。ただし、あらかじめ対象設備が設置された住宅を購入又は新たに建築する場合については、住宅の引渡予定日の14日前までとする。

(1) 対象設備を設置する予定箇所の配置図（住宅購入者を除く。）

(2) 対象設備を設置する場所を確認できる設置前の写真及び設置予定図（住宅購入者を除く。）

(3) 対象設備に係る工事請負契約書等の写し又は対象設備が設置された住

宅の売買若しくは新築工事に係る契約書の写し

(4) 太陽光発電システムの設置が確認できる写真又は書類の写し及び電力会社との受給契約書の写し

(5) 太陽光発電設備の太陽光パネルの合計出力又はパワーコンディショナーの発電出力を確認できる書類

(6) 対象設備の経費が分かる見積書の写し

(7) 対象設備の仕様書又は規格等が確認できるカタログ等

(8) 所有者又は共有者の承諾書（自己所有の住宅ではない場合又は共有者がいる場合に限る。）

(9) いばらきエコチャレンジの登録状況が分かるもの

(10) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付条件)

第7条 市長は、前条の規定により交付を決定した場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な指示をし、又は条件を付することができる。

(変更申請等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、速やかに家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金変更・中止承認申請書（様式第3号）に変更又は中止の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更の可否を決定したときは、家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金変更・中止承

認（不承認）通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、対象設備の設置が完了したときは、完了した日（対象設備付き住宅の場合は引渡しの日）から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月20日（当日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律による休日でない日）のいずれか早い日までに、家庭用リチウムイオン蓄電池設置実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）対象設備の設置に要した費用の領収書及びその内訳の写し（住宅購入者の場合は、引き渡しが確認できる書類の写し）

（2）対象設備の保証書の写し

（3）対象設備の設置完了写真（遠景・近景）

（4）太陽光発電システムとの接続が確認できる写真又は書類の写し

（5）その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、市長から対象設備の設置状況の確認を求められたときは、これに応じなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容及び対象設備の設置状況を調査の上、家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付確定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産処分等の制限)

第12条 交付決定者は、対象設備について設置の日から起算して7年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する等の処分（以下「処分等」という。）をしてはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

2 交付決定者は、処分等に係る市長の承認を受けようとするときは、あらかじめ家庭用リチウムイオン蓄電池設置に係る処分等承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を家庭用リチウムイオン蓄電池設置に係る処分等承認（不承認）通知書（様式第9号）により、交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 対象設備の設置中止の承認を受けたとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定を取り消す理由があると認めるとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消したときは、家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場

合において、既に補助金が交付されているときは、家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により返還を求められた交付決定者は、指定された期限内に当該補助金を返還しなければならない。

（証拠書類の保存）

第15条 交付決定者は、補助事業に係る証拠書類を整理し、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して7年間保存しなければならない。

2 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて証拠書類その他必要な情報等の提示を求めることができる。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年4月25日告示第65号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年4月3日告示第57号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

設備の種類	設備の要件等
家庭用リチウムイオン蓄電池	1 電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等の際は必要に応じて電気を活用することができるものであること。 2 住居等に設置された太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できる

	<p>ものであること。</p> <p>3 蓄電池から供給される電力が、当該住居にて使用されるものであること。</p> <p>4 設置する設備は、中古又はリース契約等による設備でないこと。</p> <p>5 国が実施する補助事業における対象設備として登録されているものであること。</p> <p>6 太陽光発電設備の太陽光パネルの合計出力又はパワーコンディショナーの発電出力のいずれか低い出力が、10キロワット未満であること。</p>
--	--

別表第2（第2条関係）

設備の種類	対象経費
家庭用リチウムイオン蓄電池	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費及び工事費（据付・配線工事等）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付申請書

守谷市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

設置場所	守谷市
蓄電容量	kWh
総事業費	円（うち消費税等 円）
交付申請額	円
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
対象設備を設置する建物等の種別 （いずれかに○）	1 既存の住宅に対象設備を設置する。 2 住宅の新築に併せて対象設備を設置する。 3 未使用の対象設備が設置された住宅（建売等）を取得する。 （2又は3の場合、入居予定日 年 月）

- |  |
|--|
| <p>1 調査に関わる同意<br/>この補助金の交付申請に関し、市税等の収納状況について市が調査することに同意します。</p> <p>2 申請に係る誓約<br/>次のとおり相違ないことを誓約します。</p> <p>(1) 対象設備は、未使用品であること。</p> <p>(2) 守谷市暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当しないこと。</p> <p style="text-align: center;">(自署)</p> |
|--|

添付書類

- 1 対象設備を設置する予定箇所の配置図（住宅購入者を除く。）
- 2 対象設備を設置する場所を確認できる設置前の写真及び設置予定図（住宅購入者を除く。）
- 3 対象設備に係る工事請負契約書等の写し又は対象設備が設置された住宅の売買契約書の写し
- 4 太陽光発電システムの設置が確認できる写真又は書類の写し及び電力会社との受給契約書の写し
- 5 太陽光発電設備の太陽光パネルの合計出力又はパワーコンディショナーの発電出力を確認できる書類
- 6 対象設備の経費が分かる見積書の写し
- 7 対象設備の仕様書又は規格等が確認できるカタログ等
- 8 所有者又は共有者の承諾書（自己所有の住宅ではない場合又は共有者がいる場合に限る。）
- 9 いばらきエコチャレンジの登録状況が分かるもの
- 10 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

守谷市長 印

家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった守谷市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定区分 交付 不交付  
(不交付の理由： )
- 2 交付決定額 円
- 3 交付条件
  - (1) 対象設備の設置について、内容を変更又は中止しようとするときは、市長の承認を受けること。
  - (2) 対象設備の設置が完了した日（対象設備付き住宅の場合は引渡しの日）から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、関係書類を添えて実績報告書を提出すること。
  - (3) 対象設備について設置の日から起算して7年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する等の処分をしないこと。
  - (4) 守谷市補助金等交付規則及び守谷市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金変更・中止承認申請書

年 月 日付け守谷発第 号により交付決定を受けた守谷市  
家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金の交付について、変更・中止したい  
ので、下記のとおり申請します。

記

1 変更・中止の理由

---

---

2 変更の内容

変更項目	変更前	変更後

※ 補助事業内容の変更に伴い、補助金交付申請書に添付した書類が変更となる場合は、変更後の書類を添付すること。

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

守谷市長 印

家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金変更・中止承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった守谷市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金に係る変更・中止について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定区分 承認 不承認  
(不承認の理由： )

2 変更の内容

変更項目	変更前	変更後

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

家庭用リチウムイオン蓄電池設置実績報告書

年 月 日付け守谷発第 号により交付決定を受けた補助事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

設置場所	守谷市
工事完了日	年 月 日
蓄電容量	kWh
交付決定額	円
総事業費	円（うち消費税等 円）

添付書類

- 1 対象設備の設置に要した費用の領収書及びその内訳の写し（住宅購入者の場合は、引き渡しを確認できる書類の写し）
- 2 対象設備の保証書の写し
- 3 対象設備の設置完了写真（遠景・近景）
- 4 太陽光発電システムとの接続が確認できる写真又は書類の写し
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

守谷市長 印

家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった守谷市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金について、次のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額 円

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付請求書

年 月 日付け守谷発第 号により交付の確定が通知された  
守谷市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金について、次のとおり請求し  
ます。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
口座番号		
口座名義	ふりがな	
	氏 名	

※ ゆうちょ銀行の場合は、記号番号（8桁）ではなく、口座番号（7桁）を御記入ください。口座番号が不明な場合は、ゆうちょ銀行のホームページ又は郵便局で御確認ください。

※ 振込先口座を確認できるものの写し（預金通帳・キャッシュカード等）を添付すること。

※ 申請者と口座名義人については、同一であること。

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

家庭用リチウムイオン蓄電池設置に係る処分等承認申請書

守谷市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金により取得した対象設備について、次のとおり処分したいので申請します。

記

1 処分の内容（該当するものを○で囲んでください。）

目的外使用 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸与 ・ 廃棄 ・ 担保 ・ その他

2 処分の時期 年 月 日

3 処分の理由

---

---

※ 処分の内容が「その他」の場合は、具体的に記載してください。

---

---

様式第9号（第12条関係）

第 年 月 日 号

様

守谷市長

印

家庭用リチウムイオン蓄電池設置に係る処分等承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のありました守谷市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金により取得した対象設備の処分等について、次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定区分 承認 不承認
- 2 不承認の理由

---

---

様式第10号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

守谷市長 印

家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け守谷発第 号により交付決定した守谷市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金について、次のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 交付決定取消額 円
- 2 取消しの理由

---

---

様式第11号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

守谷市長 印

家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金返還命令書

年 月 日付け守谷発第 号により交付決定を取り消した守  
谷市家庭用リチウムイオン蓄電池設置費補助金について返還を命じます。

記

- 1 返還額 円
- 2 返還期限 年 月 日

- 様式第1号 (第5条関係)
- 様式第2号 (第6条関係)
- 様式第3号 (第8条関係)
- 様式第4号 (第8条関係)
- 様式第5号 (第9条関係)
- 様式第6号 (第10条関係)
- 様式第7号 (第11条関係)
- 様式第8号 (第12条関係)
- 様式第9号 (第12条関係)
- 様式第10号 (第13条関係)
- 様式第11号 (第14条関係)